

新たな工業用地の候補地提案募集事業における応募に関する質問回答一覧

回答日 令和5年11月6日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要領3頁 4 募集条件等	「4 募集条件等」において「(5) 分譲時に建築条件を付さないものとします。」とありますが、建築条件とは、「建築事業者を指定して分譲する。」もしくは、「建築計画等に条件を付して分譲する」ということでしょうか。また、造成後の企業誘致手法まで規制があるということでしょうか。	建築条件については、お見込みのとおりです。 なお、当該条件は、造成後の企業誘致手法について規制するものではありません。
2	募集要領3 5 想定スケジュール（最短の場合）	候補地提案募集と応募資格審査申請の違いはなんでしょうか。	応募資格審査申請につきましては、募集要領第6に定める応募資格を確認するもので、応募資格が認められた民間事業者は、同要領第12に定める候補地提案書の応募手続きを行うことができます。